

下松市に転入される方へ



下松市に住み始めてから 14日以内に、市民課（本庁 1 階⑤窓口）で転入手続をしてください。

【必要なもの】

- ☐ 前住所地の市区町村役場で発行された**転出証明書**（マイナンバーカードをお持ちの方は不要）
- ☐ **マイナンバーカード**（お持ちの方は必ず持参してください。その際に、**暗証番号**の入力が必要です。）
- ☐ 窓口に来られた方の**本人確認書類**（運転免許証、パスポート、資格確認書など）
- ☐ 在留カード、特別永住者証明書または特定在留カード、特定特別永住者証明書（外国人住民の方のみ）
- ☐ 国外から転入される方はパスポート、戸籍謄本及び戸籍の附票（下松市に本籍がある場合は戸籍関係不要）

【下記に該当する方は、それぞれの手続をしてください】

住所異動	手続	対象者	必要なもの	担当課
	印鑑登録	印鑑登録が必要な方	- 登録する印鑑 - 顔写真つきの本人確認書類 - 手数料 200 円	市民課 住基マイナンバー係 本庁 1 階⑤窓口 Tel45-1822
	マイナンバーカードの継続利用 ※転入後90日以内に手続	マイナンバーカードをお持ちの方	- マイナンバーカード - 暗証番号	
保険年金	国民年金	65 歳以上の受給者および海外から転入する方	マイナンバーカード又は本人確認書類	保険年金課 年金係 本庁 1 階⑦窓口 Tel45-1824
	国民健康保険	74 歳までの方で他の健康保険に加入していない方	- マイナンバーカード又は本人確認書類 - 資格喪失証明書（社会保険から国保へ変更になる場合のみ）	保険年金課 国民健康保険係 本庁 1 階⑧窓口 Tel45-1823
	後期高齢者医療保険	75 歳以上の方		
高齢者	介護保険	要介護認定を受けている方	受給資格証明書	高齢福祉課 介護保険係 本庁 1 階⑨窓口 Tel45-1831
障害福祉	福祉医療 ・ 障害者	- 他市で福祉医療費受給者証をお持ちの方 - 下記①～⑤のいずれかであって、健康保険に加入している方 ①身体障害者手帳 1 級から 3 級をお持ちの方 ②療育手帳 A をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 ④障害年金 1 級を受給している方 ⑤特別児童扶養手当 1 級の対象児童	- 受給要件が確認できるもの（障害者手帳など） - 健康保険加入状況が確認できるもの（マイナポータルの健康保険証資格情報確認画面、保険者が発行する資格確認書、資格情報のお知らせ） ※所得・課税証明書が必要な場合があります。	障害福祉課 障害福祉係 本庁 1 階⑩窓口 Tel45-1835
	障害者手帳	障害者手帳をお持ちの方	障害者手帳	
	特別児童扶養手当	他市で特別児童扶養手当を受給されていた方		

裏面あります

手続	対象者	必要なもの	担当課
障害児福祉手当 特別障害者手当	他市で障害児福祉手当又は特別障害者手当を受給されていた方	・振込先がわかるもの（障害者（児）本人の通帳など）	障害福祉課 障害福祉係 本庁1階⑪窓口 TEL45-1835
障害児通所支援 障害福祉サービス	他市で障害児通所支援又は障害福祉サービスを受給されていた方	・障害児通所支援又は障害福祉サービス受給者証 ※所得・課税証明書が必要な場合があります。	
自立支援医療	他市で自立支援医療費（更生・育成・精神通院）を受給されていた方	・障害者手帳 ・健康保険加入状況が確認できるもの（マイナポータルの健康保険証資格情報確認画面、保険者が発行する資格確認書、資格情報のお知らせ）	

こども

児童手当 ※転入した日の翌日から15日以内の申請が必要 ※オンライン手続可能			0歳から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方	・請求者の金融機関口座が確認できるもの ・請求者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの	こども未来課 こども政策係 文化健康センター2階 (中央町21-1) TEL45-1836
児童扶養手当 ※受給者本人の来所、窓口での手続きが必要です。	住所変更		前住所地で認定を受けていた方	・受給者及び同居者のマイナンバー（個人番号）のわかるもの ・借家の場合は賃貸契約書（公営住宅の場合は入居決定通知書）	こども家庭課 相談支援係 文化健康センター2階 (中央町21-1) TEL45-1873
	認定請求		新規認定を受ける方	手続前にお問い合わせください。	
福祉医療 ・乳幼児 ・子ども ※転入後14日以内に手続 ※オンライン手続可能			0歳から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童	・児童の健康保険加入状況が確認できるもの（マイナポータルの健康保険証資格情報確認画面、保険者が発行する資格確認書、資格情報のお知らせ）	こども未来課 こども政策係 文化健康センター2階 (中央町21-1) TEL45-1836
福祉医療 ・ひとり親家庭			ひとり親家庭の父または母と、その児童（所得要件あり）	・家族全員の健康保険加入状況が確認できるもの（マイナポータルの健康保険証資格情報確認画面、保険者が発行する資格確認書、資格情報のお知らせ）	
小中学校の転校手続			小中学生	・在学証明書 ・教科書給付証明書	各学校
小学校入学前手続			9月～3月の転入で来年度小学校に入学予定の方		学校教育課 学事係 本庁5階④窓口 TEL45-1868
就学援助の相談・申請			小中学校のお子さんがいて経済的な事情がある方	・1月1日現在の住民票がある市の所得課税証明書	

その他

犬の登録（登録事項変更） ※転入後30日以内に手続 ※マイクロチップ装着犬は市への手続不要（指定登録機関へ届出が必要）		犬を飼っている方	・犬の鑑札（前市町村が交付したもの）	環境推進課 環境保全係 本庁2階⑪窓口 TEL45-1826
水道・下水道 ※オンライン手続可能			水道・下水道を使用される方	上下水道局 料金センター（本庁隣） TEL45-1883

その他電気、電話、ガス、郵便、運転免許証等の住所変更手続が必要です。

下松市生活環境部市民課住基マイナンバー係

〒744-8585 下松市大手町3丁目3番3号 TEL0833-45-1822

